安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

🔷 特集 I 🔷 🖠

ハンマー作業は「鉄の掟」で

動画使って基本行動を実演

JFEプラントエンジ

♦ 特集Ⅱ ♦ ♦ ♦

危険予測にAIを活用

建設現場の新たな労災防止ツールに前田建設工業/鹿島建設/奥村組/大林組/大成建設

◆ ニュース ◆ ◆ ◆

荷主へ勧告・命令可能に

国交省 省エネ法踏まえ新案

労働災害動画 4月より配合予定 1

安全スタッフ電子版へログイン後→ 「各種サービス」 → 「動画で学ぶ労働災害事例」からご覧いただけます No.2423

4 1日号 2023



<執筆> 程 般 団 ハS R ア 務所 所 長 堀 真

第 351 回

■ 災害のあらまし ■

X、Y、ZはW工務店の大工で、V邸の建築作業をしていた。XとYが木材の運搬中に、XがV邸脇に立っている木にアシナガバチの巣をみつけた。

このままでは危ないと思った X は、Y の制止を聞かずに、駆除しようとして木を強く揺らした。すると、大量のアシナガバチが発生し、十数メートル離れたところにいた Z を含めて 3 人とも顔や手足などを刺されてしまった。

命にかかわるほどではなかったが、業務 上の災害として、X、Y、Zは労災認定の手 続きを行った。

■判断■

YとZは業務上の災害として認定されたが、木を強く揺らしたXについては、故意にハチの巣を刺激したものとして**業務外**とされた。

■ 解説 ■

「業務災害」とは、業務上の事由による 労働者の負傷、疾病、傷害または死亡をい う。

「業務上」とは、業務が原因となったということであり、業務と傷病などとの間に 一定の因果関係があることをいう。

「業務上」と認められるためには「業務 起因性」が認められなければならず、その 前提条件として「業務遂行性」が認められ なければならない。この「業務遂行性」は 次のような3つの類型に分けることができ る。

- (1)事業主の支配・管理下で業務に従事している場合
 - (2)事業主の支配・管理下にあるが、業務

に従事していない場合

(3)事業主の支配下にはあるが、管理課を離れて業務に従事している場合

なお、(1)事業主の支配・管理下で業務に 従事している場合であっても、次の場合に は業務災害と認められない。

- ①労働者が就業中に私用(私的行為)を 行い、または業務を逸脱する恣意的行為を していて、それが原因となって災害を被っ た場合
 - ②労働者が故意に災害を発生させた場合
- ③労働者が個人的なうらみなどにより、 第三者から暴行を受けて被災した場合
- ④地震、台風など天災事変によって被災 した場合(ただし、事業場の立地条件や作 業条件・作業環境などにより、天災事変に 際して災害を被りやすい業務の事情がある ときは業務災害)

また、労基則第1の2に列挙されている 業務上の疾病の範囲の1つの「ハチの刺傷 から体内に侵入した毒素による疾病」が認 められるには、「ハチのいる可能性の高い 場所で作業し、危険な職場環境に起因して」 傷病が発生することが必要となる。

事例として、鉄道沿線の土手の草刈作業中に、草むらから飛び出したスズメバチに作業者3人が刺され、刺された作業者のうち1人が約2時間後に死亡したケースや、作業現場から約1km離れた道具小屋に道具を取りに行った際に、道具小屋の軒下にあったスズメバチの巣から飛び出してきたハチに作業者が刺され、すぐにマイクロバスで病院に運び込まれたものの、搬送途中に容態が急変して意識がなくなり死亡したケースなどがある。

以上のことから、本件では、YとZについては、「業務起因性」および「業務遂行性」が認められ「業務災害」として認定さ



れた。しかし、Xに関しては、ハチを駆除 しようとして木を強く揺らした行為によっ て「労働者が故意に災害を発生させた」と 判断されたことから、「業務災害」として 認められなかった。

同じ作業場で、同じような作業を行っている状況であるにもかかわらず、労災認定の判断が分かれたものであるが、もしYとZがXの行為に加わってハチの巣を駆除しようとしていれば、不支給になった可能性が高いと思われる。

このため、たとえ「ハチのいる可能性の高い場所で作業し、危険な職場環境に起因して」傷病が発生したとしても、故意に発生させたかでうか、故意に発生させたのであれば、誰かそのような行為をしたかなど、個々の状況によって「業務災害」の判断が異なってくるため、使用者側も注意が必要である。

なお、労災保険給付の対象となるか否かの判断は、請求書が提出された後に行われることから、労災保険給付に関することは、 労働者や関係医療機関からの情報による独自の判断はせずに、管轄の労働基準監督署に相談することも必要である。

◇ SR アップ 21:www.srup21.or.jp